

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
16	12	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>南の四国山地, 北の中国山地の間にあつて<u>年間平均温度は15℃前後, 年間降雨量1,100mmから1,200mm程度と温和で風雨は少なく典型的な</u>(略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第5節 笠岡市の防災環境</p> <p>1 自然的条件</p> <p>(2) 気候</p> <p>南の四国山地, 北の中国山地の間にあつて<u>年間平均気温は15.7℃, 年降雨量1,055.1mmと少なく, 年平均風速も2.1m/sと弱く典型的な</u>(略)</p>	<p>平均値の更新申請による修正(統計期間1991~2020年)</p>
16	下4	<p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>(略) 令和<u>4</u>年10月31日現在 <u>45,702</u>人となっている。</p>	<p>2 社会的条件</p> <p>(1) 人口</p> <p>(略) 令和<u>5</u>年10月31日現在 <u>44,943</u>人となっている。</p>	<p>時点修正</p>
17	表中	<p>3 災害履歴</p> <p>(1) 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震(明治34年以前)</p> <p>1361 四国一紀伊半島沖 <u>8.3</u>程度 南海地震・広域に大津波</p>	<p>3 災害履歴</p> <p>(1) 岡山県に震度4以上の揺れをもたらしたと推定される地震(明治34年以前)</p> <p>1361 四国一紀伊半島沖 <u>8</u>程度 南海地震・広域に大津波</p>	<p>岡山地方気象台からの修正意見</p>
18	表中	<p>(2) 岡山県で震度4以上を観測した地震(明治35年以降)</p> <p>「※1938(昭和13)1/2」の被害 40~50個落下貨車・家屋破損,</p>	<p>(2) 岡山県で震度4以上を観測した地震(明治35年以降)</p> <p>「※1938(昭和13)1/2」の被害 40~50個落下, 貨車・家屋破損,</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
19	表中	「2000（平成12）10/6」の地震 新見，大佐，落合，美甘	「2000（平成12）10/6」の地震 新見， 哲多 ，大佐，落合，美甘	岡山地方 気象台か らの修正 意見
24	表中	第6節 地震・津波被害想定 第1項 断層を震源とする地震 2 岡山県地震等の被害想定調査について（平成25年度） （2）断層の概要 那岐山断層帯 規模 <u>M7.6</u>	第6節 地震・津波被害想定 第1項 断層を震源とする地震 2 岡山県地震等の被害想定調査について（平成25年度） （2）断層の概要 那岐山断層帯 規模 M7.3	
40	表中	第7節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定 第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果 2 人的被害 ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） 項目 屋外落下物等 イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） 項目 <u>野外</u> 落下物等	第7節 南海トラフ巨大地震の岡山県の被害想定 第6項 笠岡市の人的・物的被害想定結果 2 人的被害 ア 死者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） 項目 屋外落下物等 による死者 イ 負傷者数（被害が最大となるもの：①冬・深夜） 項目 屋外 落下物等 による負傷者	県からの 修正意見
41	県想 定の 表中	3 ライフライン被害 「下水道（千人）」の「被災1日後」 (<u>45,000</u>) 電力（軒） 固定電話（回線）	3 ライフライン被害 「下水道（千人）」の「被災1日後」 (45) 電力（ 千 軒） 固定電話（ 千 回線）	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		「固定電話（回線）」の「被災1日後」 <u>8,000</u>	「固定電話（回線）」の「被災1日後」 8	
41	国 定の 表中	電力（軒） 固定電話（回線） 都市ガス（戸）	電力（ 千 軒） 固定電話（ 千 回線） 都市ガス（ 千 戸）	県からの 修正意見
55	14	第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第2項 自主防災組織の育成計画及び参加 1 基本方針 《岡山県被害想定結果からの課題》 岡山県被害想定より発生が推定される震度6強においては、被害発生が多数かつ広範囲にわたるため、(略)	第2章 地震・津波災害予防計画 第1節 自立型の防災活動の推進 第2項 自主防災組織の育成計画及び参加 1 基本方針 《岡山県被害想定結果からの課題》 岡山県被害想定で発生すると推定される震度6強の 地域 においては、被害発生が多数かつ広範囲にわたるため、(略)	岡山地方 気象台か らの修正 意見
56	下1	第3項 防災ボランティア養成等計画 1 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を(略)	第3項 防災ボランティア養成等計画 1 基本方針 ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO等との連携を図るとともに、 災害 中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を(略)	県からの 修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
57	下 13	<p>2 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録</p> <p>[市, 関係団体]</p> <p>(略) 平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し, 設置に係る事前準備を行う。</p>	<p>2 対策</p> <p>(1) ボランティアの養成・登録</p> <p>[市, 関係団体]</p> <p>(略) 平常時より市社会福祉協議会と連携・協働し, 設置に係る事前準備を行うとともに, 市町村社会福祉協議会との役割分担等について, 市町村地域防災計画等に定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については, 市町村地域防災計画に明記する, 相互に協定を締結する等により, あらかじめ明確化しておくよう努める。</p>	<p>県からの修正意見</p>
58	3	<p>(2) ネットワーク化の推進</p> <p>[県, 市]</p> <p>県及び市は, 災害時(この項では復興期を含む。)の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため, 被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や, ボランティア活動に必要な行政情報, 被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p>	<p>(2) ネットワーク化の推進</p> <p>[県, 市]</p> <p>県及び市は, 災害時(この項では復興期を含む。)の迅速かつ円滑なボランティア活動実施のため, 災害中間支援組織, 被災者支援に係る関係機関及びNPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や, ボランティア活動に必要な行政情報, 被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。</p>	<p>県からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 1	<p>(略) また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</p> <p>(略)</p>	<p>(略) また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。(略)</p>	
73	8	<p>第 8 項 津波災害予防計画</p> <p>第 1 津波に係る防災知識の普及</p> <p>1 津波からの避難行動に関する知識</p> <p>(略) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることなど。</p>	<p>第 8 項 津波災害予防計画</p> <p>第 1 津波に係る防災知識の普及</p> <p>1 津波からの避難行動に関する知識</p> <p>(略) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること、津波警報等の視覚的な伝達のため、津波フラッグ（赤と白の格子模様の旗）の導入が全国的に進んでいることなど。</p>	岡山地方気象台からの修正意見
73	13	<p>2 津波の特性に関する情報</p> <p>(略) いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など。</p>	<p>2 津波の特性に関する情報</p> <p>(略) いわゆる津波地震や遠地地震、火山噴火等による津波の発生の可能性など。</p>	県からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
77	11	<p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 初動体制の確立</p> <p>（1）緊急初動班</p> <p>ウ 緊急初動班は、震度4以上の地震が発生した場合に自主参集する。</p>	<p>第2節 迅速かつ円滑な地震・津波災害対策への備え（危機管理）</p> <p>第1項 災害応急体制整備計画</p> <p>2 対策</p> <p>第（1）緊急初動班</p> <p>（1）緊急初動班</p> <p>ウ 緊急初動班は、笠岡市で震度4以上又は長周期地震動階級3の地震が発生した場合に自主参集する。</p>	県防災計画に整合
77	20	<p>（2）班員の指定</p> <p>イ 班員は、震度4以上の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。</p>	<p>（2）班員の指定</p> <p>イ 班員は、震度4以上又は長周期地震動階級4の地震情報（テレビ、ラジオ）により、勤務箇所に自主参集する。</p>	
78	9	<p>第3 非常体制</p> <p>（1）非常体制の基準</p> <p>ア 震度5強以上の地震が発生した場合又は<u>大津波警報</u>が発表された場合には、非常体制（市本部の体制）を設置する。</p>	<p>第3 非常体制</p> <p>（1）非常体制の基準</p> <p>ア 笠岡市で震度5強以上の地震が発生した場合又は岡山県に津波警報（大津波警報を含む）若しくは南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、非常体制（市本部の体制）を設置する。</p>	
78	下14	<p>（2）非常体制の職員配備</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情</p>	<p>（2）非常体制の職員配備</p> <p>イ 職員は、勤務時間外において震度5強以上や南海ト</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。	ラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。	
79	下 5	<p>第 5 関係機関の整備</p> <p>（ 1 ）市及び防災関係機関の体制整備</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第 5 関係機関の整備</p> <p>（ 1 ）市及び防災関係機関の体制整備</p> <p>（略）</p> <p>ウ 県及び市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</p>	県防災計画に整合
81	下 1	<p>（ 2 ）防災関係機関相互の連携</p> <p>（略）</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>（ 2 ）防災関係機関相互の連携</p> <p>（略）</p> <p>ス 県及び市は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	9	<p><u>オ</u> 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(略)</p>	<p>カ 災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。</p> <p>(略)</p>	
	18	<p>⑤ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p>	<p>⑤ 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等</p>	
	20	カ (略)	キ (略)	
	24	キ (略)	ク (略)	
	26	ク (略)	ケ (略)	
	下5	<p>[市]</p> <p>市は、市民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を<u>図るとともに</u>、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に</p>	<p>[市]</p> <p>市は、市民等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の整備を図り、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努めるとともに定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災体制を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>努める。</p>	<p>市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。</p>	
90	<p>7 8 図中 図中</p>	<p>第3項 救助，救急，医療体制整備計画 第4 医薬品等の確保体制の整備 ＜救急医薬品等の確保供給体制＞ [1] 被害が局所的な場合 (略) 2 市町村 2-① 地域災害保健医療調整本部に要請(岡山市は県災害保健医療調整本部へ) →2-② 県災害保健医療調整本部へ (略) 図中 県災害保健医療調整本部 図中 地域災害保健医療調整本部</p>	<p>第3項 救助，救急，医療体制整備計画 第4 医薬品等の確保体制の整備 ＜救急医薬品等の確保供給体制＞ [1] 被害が局所的な場合 (略) 2 市町村 2-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請(岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ) →2-② 県災害保健医療福祉調整本部へ (略) 県災害保健医療福祉調整本部 地域災害保健医療福祉調整本部</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
91	8	[2] 被害が甚大な場合 (略) 2 災害拠点病院 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から県災害保健医療調整本部への要請も可	[2] 被害が甚大な場合 (略) 2 災害拠点病院 2-① 「1 医療機関」のルートのほか、災害拠点病院から県災害保健医療福祉調整本部への要請も可	県防災計画に整合
	14	(略) 3 市町村 3-① 地域災害保健医療調整本部に要請(岡山市は県災害保健医療調整本部へ)	(略) 3 市町村 3-① 地域災害保健医療福祉調整本部に要請(岡山市は県災害保健医療福祉調整本部へ)	
	15	→ 3-② 県災害保健医療調整本部へ (略)	→ 3-② 県災害保健医療福祉調整本部へ (略)	
	18	→ <u>2</u> -⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ 県薬剤師会から市町村へ	→ 3-⑤ 医薬品卸売業者等から市町村へ 県薬剤師会から市町村へ	
	20	※必要に応じて、県災害保健医療調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請	※必要に応じて、県災害保健医療福祉調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請	
	図中	県災害保健医療調整本部	県災害保健医療福祉調整本部	
	図中	地域災害保健医療調整本部	地域災害保健医療福祉調整本部	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
96	下 8	<p>第 5 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 2 指定避難所の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>(略)市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u>福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。(略)</p>	<p>第 5 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 2 指定避難所の設置</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 指定避難所の指定・周知</p> <p>(略)市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>記載場所の変更</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
97	下 5	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星通信等の通信機器のほか、(略)</p>	<p>(2) 指定避難所の施設設備の整備</p> <p>指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星通信等の通信機器のほか、(略)</p>	県防災計画に整合
99	下 11 下 9	<p>第3 運営体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるなど</p> <p><u>適切な対応を行う。</u></p> <p>(略)</p>	<p>第3 運営体制</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) 避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</p> <p>(略)</p>	県防災計画に整合
123		<p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 石油類施設災害予防対策</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[消防機関， 県警察]</p>	<p>第3節 地震・津波に強いまちづくり</p> <p>第5項 危険物施設等災害予防計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 石油類施設災害予防対策</p> <p>(3) 輸送対策</p> <p>[消防機関， 県警察]</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	11	消防機関は、 <u>県警察の協力を得て、輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を立入検査し、指導・取締の強化に努める。</u>	消防機関及び警察は、石油類の輸送に係る事故対策を強化するため、輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両に対して、石油類輸送車両合同取締等を実施する。 (削除)	県からの修正意見
	13	<u>警察は、火薬類の輸送に係る事故対策を強化するため、火薬類輸送車両合同取締等を実施する。</u>		

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由																								
133	表中	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 2 対策 第1 防災体制 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備	第3章 地震・津波災害応急対策計画 第1節 応急体制 第1項 応急活動体制 2 対策 第1 防災体制 震度階等に基づく防災体制及び職員の配備	県の防災 計画を踏 まえた修 正																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>震度4以上</td> <td>危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部</td> <td>緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (市本部の 設置体制)</td> <td>震度5強以上 津波警報 大津波警報</td> <td>職員全員</td> <td>笠岡市災害対策本部 規定に掲げる</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制		震度階	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	震度4以上	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員	非常体制 (市本部の 設置体制)	震度5強以上 津波警報 大津波警報	職員全員	笠岡市災害対策本部 規定に掲げる	<table border="1"> <thead> <tr> <th>防災体制</th> <th>震度階等</th> <th>勤務時間内</th> <th>勤務時間外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒体制</td> <td>震度4以上又は 長周期地震動階級3</td> <td>危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部</td> <td>緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員</td> </tr> <tr> <td>非常体制 (市本部の 設置体制)</td> <td>震度5強以上又は 長周期地震動階級4 津波警報 大津波警報</td> <td>職員全員</td> <td>笠岡市災害対策本部 規定に掲げる</td> </tr> </tbody> </table>	防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外	警戒体制	震度4以上又は 長周期地震動階級3	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員	非常体制 (市本部の 設置体制)	震度5強以上又は 長周期地震動階級4 津波警報 大津波警報	職員全員	笠岡市災害対策本部 規定に掲げる
		防災体制	震度階		勤務時間内	勤務時間外																						
警戒体制	震度4以上	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員																									
非常体制 (市本部の 設置体制)	震度5強以上 津波警報 大津波警報	職員全員	笠岡市災害対策本部 規定に掲げる																									
防災体制	震度階等	勤務時間内	勤務時間外																									
警戒体制	震度4以上又は 長周期地震動階級3	危機管理部 政策部 総務部 市民生活部 健康福祉部 建設部 産業部	緊急初動班員 及び状況により 主管部局長等から 応急対応を命ぜられた 職員																									
非常体制 (市本部の 設置体制)	震度5強以上又は 長周期地震動階級4 津波警報 大津波警報	職員全員	笠岡市災害対策本部 規定に掲げる																									

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
135	2 4 下 9	<p>第 2 緊急初動体制</p> <p>(1) 緊急初動班の配備</p> <p>緊急初動班員は、勤務時間外に市内で震度 4 以上の地震発生情報、又は勤務時間内外を問わず市内で津波注意報が発表された場合には勤務箇所に自主参集する。</p> <p>(震度 4 以上の地震又は津波注意報の放送（テレビ、ラジオ、メールなど）があったとき)</p> <p>(略)</p> <p>第 3 災害対策本部</p> <p>(1) 市本部の設置基準等</p> <p>ア 市本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震度 5 強以上の地震が発生した場合 ・ その他市長が必要と認める場合 <p>イ (略)</p>	<p>第 2 緊急初動体制</p> <p>(1) 緊急初動班の配備</p> <p>緊急初動班員は、勤務時間外に市内で震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 の地震発生情報、又は勤務時間内外を問わず市内で津波注意報が発表された場合には勤務箇所に自主参集する。</p> <p>(震度 4 以上の地震又は岡山県に津波注意報が発表された旨の放送（テレビ、ラジオ、メールなど）があったとき)</p> <p>(略)</p> <p>第 3 災害対策本部</p> <p>(1) 市本部の設置基準等</p> <p>ア 市本部は、次の場合に設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市内で震度 5 強以上の地震が発生した場合 ・ 長周期地震動階級 4 の地震発生情報が発表されたとき ・ 津波警報（大津波警報含む）が発表されたとき ・ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 5	<p>(2) 職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務箇所に出勤する。</p> <p>イ（略）</p>	<p>・その他市長が必要と認める場合</p> <p>イ（略）</p> <p>(2) 職員の配備</p> <p>ア 本庁及び出先機関の全職員は、勤務時間外において震度5強以上の地震情報や長周期地震動階級4の地震発生情報や南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された情報（テレビ、ラジオ放送等）を知ったとき又は自主判断により、勤務箇所に出勤する。</p> <p>イ（略）</p>	
136	下 14 下 12	<p>第2項 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第2項 地震・津波に関する警報等の種別</p> <p>1 緊急地震速報（警報）</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合、又は長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上が予想される地域又は長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。</p> <p>また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。</p>	<p>県防災計画に整合</p> <p>岡山地方気象台からの修正意見</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	<p>下 12</p> <p>下 8</p> <p>下 5</p>	<p>なお、震度 6 弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。</p> <p>2 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p>	<p>なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置づけている。</p> <p>(注) 緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。</p> <p>2 地震情報</p> <p>気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
137	図中	<p>第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 (1) 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>(注) ア [] 内は、通知方法を示す。 [防]: 防災情報提供システム [オ]: オンライン イ 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	<p>第3項 地震・津波情報の伝達計画 第1 地震情報の伝達系統 (1) 岡山地方気象台からの伝達</p> <p>(注) 県から陸上自衛隊第13特科隊へは、震度4以上の場合に伝達する。</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
139	図中	<p>第2 津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）の伝達系統</p>	<p>第2 津波警報等（大津波警報・津波警報・津波注意報）の伝達系統</p>	岡山地方気象台からの修正意見

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
141	下 7	<p>第 4 項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。県は、<u>要救助者の迅速な把握による</u>救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな<u>安否不明者</u>の絞り込みに努める。</p>	<p>第 4 項 被害情報の収集伝達計画</p> <p>オ 市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、市町村等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。</p>	<p>「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」を踏まえた修正</p>
145	下 10	<p>第 5 項 災害救助法の適用計画</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 適用基準</p> <p>ア～オ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第 5 項 災害救助法の適用計画</p> <p>2 対策</p> <p>(3) 適用基準</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第 23 条の 3 第 1 項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の 2 第 1 項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第 23 条の 3 第 2 項 (同法第 24 条第 2 項又は第 28 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定</p>	<p>災害救助法の改正を踏まえた修正</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。	
162	12	第2節 緊急活動 第1項 救出計画 2 対策 （6）ペット等動物の保護 [県]	第2節 緊急活動 第1項 救出計画 2 対策 （6）ペット等動物の保護 [県（保健医療部）]	県防災計画に整合
163	14	第3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 基本方針 （略）行政は、そういった医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、（略）	3項 救急・医療計画 第1 医療体制 1 基本方針 （略）行政は、そういった医療機関の活動をバックアップするため、災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、（略）	県防災計画に整合
164	4	2 対策 （1）指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県] 県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、県本部の下に、県災害保健医療調整本部をできるだけ	2 対策 （1）指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整 [県] 県は、医療機関による医療活動をバックアップするため、県本部の下に、県災害保健医療福祉調整本部をできる	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p>速やかに設置し、保健との連携を図りながら、医療活動に関する調整を行う。</p> <p>（略）また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て（略）</p>	<p>だけ速やかに設置し、保健との連携を図りながら、医療活動に関する調整を行う。</p> <p>（略）また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て（略）</p>	
	9	<p>医療における県災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>医療における県災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	表現の適正化
	18	<p>さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入・派遣を決定した場合等において、</p>	<p>さらに、災害急性期にDMATの出動を要請した場合及びDPATの受入・派遣を決定した場合等において、</p>	
	下 11	<p>県災害保健医療調整本部の下に、（略）</p>	<p>県災害保健医療福祉調整本部の下に、（略）</p>	県防災計画に整合
	下 9	<p>また、県災害保健医療調整本部の下に、地域災害保健医療調整本部を設置し、保健との連携を図りながら、管内の</p>	<p>また、県災害保健医療福祉調整本部の下に、地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、保健との連携を図りながら、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p>	
	下 8	<p>医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療調整本部の役割は次のとおりとする。</p>	<p>また、県災害保健医療福祉調整本部の下に、地域災害保健医療福祉調整本部を設置し、保健との連携を図りながら、管内の医療活動に関する総合調整を行う。地域災害保健医療福祉調整本部の役割は次のとおりとする。</p>	

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
165	<p>3</p> <p>5</p> <p>8</p> <p>12</p> <p>16</p>	<p>(2) 救護所の設置・救護班の編成</p> <p>[市]</p> <p>また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。</p> <p>[消防機関]</p> <p>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。</p> <p>[県]</p> <p>県は、県災害保健医療調整本部において、(略)</p> <p>ア 県災害保健医療調整本部は、次により救護班の派遣を行う。</p> <p>イ 地域災害保健医療調整本部は、県災害保健医療調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。</p>	<p>(2) 救護所の設置・救護班の編成</p> <p>[市]</p> <p>また、必要に応じて、地域災害保健医療福祉調整本部に対して救護班の派遣を要請する。</p> <p>[消防機関]</p> <p>消防機関は、傷病者の発生状況等により、必要に応じて県災害保健医療福祉調整本部に対してDMA Tの出動を要請する。</p> <p>[県]</p> <p>県は、県災害保健医療福祉調整本部において、(略)</p> <p>ア 県災害保健医療福祉調整本部は、次により救護班の派遣を行う。</p> <p>イ 地域災害保健医療福祉調整本部は、県災害保健医療福祉調整本部、地元地区医師会等と連携し、救護班の派遣調整を行う。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
166	2	<p>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</p> <p>[県]</p> <p>県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携のうえ、(略)</p>	<p>(3) 救急医療活動のアクセスの確保</p> <p>[県]</p> <p>県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、国・県・市の道路管理者及び県警察等と連携のうえ、(略)</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	下 5	<p>(5) 効率的な医療の実施 [医療機関]</p> <p>ウ 被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告するとともに、(略)</p>	<p>(5) 効率的な医療の実施 [医療機関]</p> <p>ウ 被災状況を地域災害保健医療福祉調整本部へ報告するとともに、(略)</p>	
168	3 6 9 10 11	<p>第2 医薬品等の供給 2 対策 (1) 救急医薬品等の供給 [県]</p> <p>3 県災害保健医療調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障をきたさないよう、(略)</p> <p>6 また、県災害保健医療調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、(略)</p> <p>9 地域災害保健医療調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療調整本部に医薬品等の調達を要請する。</p> <p>11 災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。</p> <p>[医薬品等備蓄施設]</p>	<p>第2 医薬品等の供給 2 対策 (1) 救急医薬品等の供給 [県]</p> <p>3 県災害保健医療福祉調整本部は、必要となる医薬品等の供給に支障をきたさないよう、(略)</p> <p>6 また、県災害保健医療福祉調整本部は、県内で医薬品等の不足が生じることが予想される場合は、(略)</p> <p>9 地域災害保健医療福祉調整本部は、管内の医薬品等の需給状況を把握するとともに、必要に応じ医療機関等の要請に基づき、県災害保健医療福祉調整本部に医薬品等の調達を要請する。</p> <p>11 災害薬事コーディネーターは、県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部に対して、適宜助言及び支援を行う。</p> <p>[医薬品等備蓄施設]</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	15	医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。	医薬品等備蓄施設（医薬品卸売業者及び薬剤師会会員薬局等）は、医療機関等の要請又は県災害保健医療福祉調整本部からの指示に基づき、医薬品等の迅速な供給に努める。	
169	8 14 下3	<p>第3 傷病者搬送</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 搬送手段の確保</p> <p>[市]</p> <p>市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療調整本部、地域災害保健医療調整本部あるいは消防機関から要請があった場合、(略)</p> <p>[県]</p> <p>県災害保健医療調整本部又は地域災害保健医療調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、(略)</p> <p>[医療機関]</p> <p>医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療調整本部に調整を要請する。</p>	<p>第3 傷病者搬送</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 搬送手段の確保</p> <p>[市]</p> <p>市は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部あるいは消防機関から要請があった場合、(略)</p> <p>[県]</p> <p>県災害保健医療福祉調整本部又は地域災害保健医療福祉調整本部は、広域災害救急医療情報システムを活用しても消防機関において救急車両の確保ができない場合に、(略)</p> <p>[医療機関]</p> <p>医療機関は、入院患者等について、救急車、ヘリコプター等による転院搬送を必要とする場合は、地域災害保健医療福祉調整本部に調整を要請する。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
177	下 8	<p>第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 3 避難所の運営体制</p> <p>2 対策</p> <p>(略) また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。</p>	<p>第 4 項 避難及び避難所の設置・運営計画</p> <p>第 3 避難所の運営体制</p> <p>2 対策</p> <p>(略) また、市は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
184	下 14	<p>第 6 項 交通の確保計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 陸上交通の確保</p> <p>[県、県公安委員会]</p> <p>緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。</p> <p>なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、<u>平常時に、緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届</u></p>	<p>第 6 項 交通の確保計画</p> <p>2 対策</p> <p>(1) 陸上交通の確保</p> <p>[県、県公安委員会]</p> <p>緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。</p> <p>なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		<p><u>出済証を交付して</u>、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。</p>	<p>の簡素・効率化を図る。</p>	
185	1 2	<p>[県公安委員会，県警察]</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の<u>届出</u>確認</p> <p>緊急通行車両及び規制除外車両の事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに，災害時における届出確認事務の迅速，適正な処理に努める。</p>	<p>[県公安委員会，県警察]</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認</p> <p>緊急通行車両の<u>事前確認</u>及び規制除外車両の事前届出制度について周知及び適正な運用を図るとともに，災害時における届出確認事務の迅速，適正な処理に努める。</p>	<p>県防災計画に整合</p>
195	12	<p>第11項 緊急輸送計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 輸送ルートの確保</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[県警察]</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等</p> <p>(イ) 県公安委員会は，<u>事前届出制度により</u>平常時から緊急通行車両及び規制除外車両の審査を行う。</p>	<p>第11項 緊急輸送計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 輸送ルートの確保</p> <p>(1) 陸上輸送</p> <p>[県警察]</p> <p>イ 緊急通行車両及び規制除外車両の確認等</p> <p>(イ) 県公安委員会は，平常時から緊急通行車両の<u>確認及び事前届出制度による</u>規制除外車両の審査を行う。</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
200	下 2	<p>第 13 項 ボランティアの受入，活用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) ボランティアの受入れに際して，<u>老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等</u>が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，(略)</p>	<p>第 13 項 ボランティアの受入，活用計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>(略) ボランティアの受入れに際して，ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに，必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど，(略)</p>	県防災計画に整合
201	3 4 5 6 8	<p>(略)</p> <p>また，県及び市は，社会福祉協議会，地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに，中間支援組織（<u>NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り，情報を共有する場を設置するなど，被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握</u>する。これらの取組により，連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに，ボランティアの<u>生活環境</u>について配慮する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ，感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう，県，市，社会福祉協議会，<u>NPO</u>等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	<p>(略)</p> <p>また，県及び市は，社会福祉協議会，地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに，<u>災害中間支援組織</u>を含めた連携体制の構築を図り，<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の</u>情報を共有する場を設置するなど，被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有</u>する。これらの取組により，連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに，ボランティアの<u>活動環境</u>について配慮する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ，感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう，県，市，社会福祉協議会，<u>災害中間支援組織</u>等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う必要がある。</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
201	16	<p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市及び市社会福祉協議会と連携を保ち、(略)</p>	<p>2 対策</p> <p>[県]</p> <p>県本部に総合ボランティア班を設け、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、市、市社会福祉協議会及び災害中間支援組織と連携を保ち、(略)</p>	県防災計画に整合
202	下 13	<p><u>(新設)</u></p>	<p>[災害中間支援組織]</p> <p>災害中間支援組織は、県、市町村、社会福祉協議会、NPO等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するNPO・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。</p>	県防災計画に整合
209	10	<p>第3節 民生安定活動</p> <p>第2項 被災者に対する情報伝達広報計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 情報伝達体制</p> <p>(1) 被災者への情報伝達</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>第3節 民生安定活動</p> <p>第2項 被災者に対する情報伝達広報計画</p> <p>2 対策</p> <p>第1 情報伝達体制</p> <p>(1) 被災者への情報伝達</p> <p>[県、市]</p> <p>障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実</p>	県防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
			に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進、その他の必要な施策を講ずる。	
212	4	<p>第3節 民生安定活動</p> <p>第4項 食品供給，炊き出し計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>食物アレルギーに配慮した食糧の確保等</p>	<p>第3節 民生安定活動</p> <p>第4項 食品供給，炊き出し計画</p> <p>1 基本方針</p> <p>食物アレルギーに配慮した食料の確保等</p>	表現の適正化
213	14	<p>2 対策</p> <p>ウ 食料の調達方法</p> <p>市では原則として、必要人数分の食料を市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合であって災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農政局長に要請し、災害救助用米穀の引き渡しを受けることができる。</p>	<p>2 対策</p> <p>ウ 食料の調達方法</p> <p>市では原則として、必要人数分の食料を市内業者等から購入することにより対応する。市内業者等で調達不可能な場合であって災害救助法が発動された場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の引き渡しを受けることができる。</p>	中国四国農政局からの修正意見
224	19	<p>第9項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第2 健康管理</p> <p>1 基本方針</p> <p>被災者に対しては、予防医学的な観点や心のケアの面</p>	<p>第9項 防疫及び保健衛生計画</p> <p>第2 健康管理</p> <p>1 基本方針</p> <p>被災者に対しては、予防医学的な観点や心のケアの面</p>	備中保健所からの修正意見 保健所の

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		からの公的な保健医療面での支援が不可欠となるため、速やかに <u>管轄保健所の機能強化</u> を行い、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。	からの公的な保健医療面での支援が不可欠となるため、速やかに <u>備中保健所と連携を図り</u> 、心身の健康相談を行うための会場設定や、巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。	機能強化は市が行うものではないため
225	下 2	第 4 公衆衛生活動 2 基本方針 県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、 <u>岡山県災害時公衆衛生活動要綱</u> に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、(略)	第 4 公衆衛生活動 2 基本方針 県は、被災市町村のみでは被災者の多様な公衆衛生上のニーズに対応できないときは、 <u>岡山県災害時公衆衛生活動マニュアル</u> に基づく調査班及び保健衛生班を派遣し、(略)	備中保健所からの修正意見誤植の修正
226	8 10 12 15	[県（保健福祉部）] (1) 調査班の派遣 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師 1 人、衛生関係職 1 人、栄養士 1 人及び事務職 1 人の計 4 人）を編成し、被災市町村へ派遣する。(略) (2) 保健衛生班の派遣 県は、県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調	[県（保健医療部）] (1) 調査班の派遣 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部において、災害発生後速やかに県保健所本所を単位として調査班（基本構成は保健師 1 人、衛生関係職 1 人、栄養士 1 人及び事務職 1 人の計 4 人）を編成し、被災市町村へ派遣する（概ね 1～3 日）。(略) (2) 保健衛生班の派遣 県は、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医	県の防災計画に整合

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
	17 18 19 22	<p>整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、<u>県保健所単位</u>で保健衛生班を編成し、<u>地震発生後概ね4日目から派遣する</u>。保健衛生班の<u>基本構成は調査班と同じであるが</u>、<u>県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した県内22の職能団体（県医師会ほか21団体）等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。</u></p> <p>（3）県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整</p> <p>県は、県災害保健医療調整本部において、（略）</p>	<p>療福祉調整本部において、調査班が収集した情報をもとに、被災地の公衆衛生上のニーズや必要な公衆衛生スタッフの職種と人数の評価を行い、保健衛生班を編成し、<u>被災地域へ派遣する</u>。保健衛生班は<u>調査班の調査に基づき活動を開始する</u>。また、<u>県内の職能団体（「岡山県災害時公衆衛生活動への協力に関する協定」を締結した職能団体）等の協力を得て必要な職種と人員により編成する。</u></p> <p>（3）県外の派遣公衆衛生スタッフの受入調整</p> <p>県は、県災害保健医療福祉調整本部において、（略）</p>	<p>備中保健所からの修正意見</p>
228	下3	<p>第10項 文教対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>（3）被災した児童生徒等の就学援助措置等</p> <p>[県・市]</p> <p>イ 教科書・学用品等の給与</p> <p>（エ）災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>災害救助法施行令に基づき県保健福祉部</u>と連携を取り迅速な措置を講ずる。（略）</p>	<p>第10項 文教対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>（3）被災した児童生徒等の就学援助措置等</p> <p>[県・市]</p> <p>イ 教科書・学用品等の給与</p> <p>（エ）災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、<u>県子ども・福祉部</u>と連携を取り迅速な措置を講ずる。（略）</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
234	2	<p>第4節 機能確保活動</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>（2）被災住宅の応急対策</p> <p>[県・市]</p> <p>ア 被災住宅の応急修理</p> <p>（イ）応急修理の内容</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者<u>であること。</u></p> <p>b <u>被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、</u>災害の発生の日から3カ月以内に完了するものとする。（災害対策基本法に基づく国の災害</p>	<p>第4節 機能確保活動</p> <p>第2項 住宅応急対策計画</p> <p>2 対策</p> <p>（2）被災住宅の応急対策</p> <p>[県・市]</p> <p>ア 被災住宅の応急修理</p> <p>（イ）応急修理の内容</p> <p>a 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急処理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。</p> <p>b 災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者<u>に対して、</u>日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から3カ月以内に完了するものとする。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6カ月以内。）</p>	<p>県防災計画に整合</p>

笠岡市地域防災計画（地震・津波災害対策編）新旧対照表

頁	行	修正前	修正後	理由
		対策本部が設置された場合は6カ月以内。)		
244	7	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3項 南海トラフ地震の被害特徴</p> <p>1 広域的な被害 (略)</p> <p>本市でも中央防災会議の被害想定によれば、最大震度6強、海岸部では3.2m（東京湾平均海面（T. P）からの高さ）の津波が発生すると想定され、(略)</p>	<p>第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1節 総則</p> <p>第3項 南海トラフ地震の被害特徴</p> <p>1 広域的な被害 (略)</p> <p>本市でも中央防災会議の被害想定によれば、最大震度は6強、海岸部での津波の高さは3.2m（東京湾平均海面（T. P）からの高さ）と想定されており、(略)</p>	岡山地方気象台からの修正意見
249	19	<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p>(1) 津波に関する情報が、市内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。</p>	<p>第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項</p> <p>第2項 津波に関する情報の収集・伝達等</p> <p>(1) 津波に関する情報が、市内の地域住民、公私の団体（以下「地域住民等」という。）及び観光客、釣り客やドライバー等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること。</p>	岡山県からの修正意見